

令和5年度 第6回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和5年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年9月6日（水） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
日程第6 議案第4号 農地台帳登載申請について
日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
日程第8 議案第6号 非農地判断について
日程第9 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（16名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 12 眞鍋晴豊 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 |
| 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |

出席農地利用最適化推進委員（24名）

- | | | | |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石 川 茂 | 3 山 下 宏 二 | 4 星 川 久 和 |
| 5 高 橋 忠 明 | 6 佐 藤 保 之 | 7 宇 高 勉 | 8 鎌 倉 静 夫 |
| 9 竹 本 正 行 | 10 喜 井 仁 志 | 11 村 上 紘 一 | 12 石 川 繁 |

13 紀井正明 14 受川清男 16 合田篤夫 17 鈴木一郎
18 伊藤浩一 19 萩尾博 20 高橋秀典 21 越智寧
22 近藤良啓 23 河村嘉男 24 竹内正篤 25 鈴木敏也

欠席委員（3名）

2 窪田 齊 11 坂上 宏 13 鈴木博美

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

15 三好 昇

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三宅栄一 係 長 武村美保
主 任 金子愛弓

第6回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和5年9月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

2番 窪田 委員

11番 坂上 委員

13番 鈴木 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

15番 三好 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

15番 鈴木 委員、16番 村上 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主任

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年7月15日解約。

番号2の案件については、令和5年7月27日解約。

番号3の案件については、令和5年8月9日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転で、近隣で耕作便利のため申請するものです。なお、申請地は前回の総会において、農地台帳登載申請のあった農地ですが、台帳登載後すぐに3条申請が提出されたため、渡人及び申請代理人に確認したところ、農地台帳登載後に売却することまで説明できていなかった、とのことでした。許可後は野菜や果樹の栽培を予定しています。

番号3の案件については売買による所有権移転です。受人は新規就農者で、8月21日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。親戚関係にある渡人より耕作地を譲り受け、許可後は野菜等を栽培する予定です。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 さきほど事務局から説明があったように、申請地は農地台帳に登載後、農地として売買する予定だったとのこと。受人は会社勤めをしていますが、現在は田植えや稲刈り等、全て主になってやっております。この畑も自宅から道路を隔ててすぐ近くですので、耕作も問題ないと思います。

議長 3番

委員 受人は現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、8月21日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請のあった農地は受人の自宅敷地に隣接しており、渡人はここを通らないと農作業ができないため、以前より不便を感じておりました。このため今回受人が購入し、野菜等を耕作しようと売買の話になったところです。

渡人と受人は親戚関係にあり、必要な農機具を借りたり、指導を受けられるほか、受人の同居する母親も農作業経験があり、一緒に耕作に努めたいとのことでした。

以上から、許可することは問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は6件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は再生可能エネルギーに関心があり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人はリサイクル業等を営む法人ですが、現在、駐車場及び土木用資材置場等が不足しているため、申請地を借り受けての駐車場及び資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は現在、妻と子供2人と共に実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になったため、子育てや将来的な親の介護を見据え、実家の隣接地を父から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、

やむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は現在、夫婦で借家住まいですが、自身の母親が高齢となったため同居を見据え、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は宅地建物取引業を営む個人事業主ですが、事業拡大のため、交通の利便性がよく、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は長男夫婦と同居することになり、駐車場が必要になったことから、自宅に隣接する申請地を譲り受け、駐車場を整備するもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、3年間の使用貸借です。

番号2の案件については、1年間の貸貸借です。

番号3の案件については、3年間の使用貸借です。

番号4の案件については、3年間の使用貸借です。

番号5の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番
委員 特に異議ありません。

議長 2番
委員 異議ありません。

議長 3番
委員 異議ありません。

議長 4番
委員 異議ありません。

議長 5番の再設定について質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長
武村 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、8月21日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 8月21日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地には以前鶏舎がありましたが、廃業し、空いた土地で柑橘を栽培したいとのことで、来年3月頃の作付けに向け既に苗を購入し、準備しておりました。今後、耕作を続ける意志が確認できましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業

経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、8月10日に現地調査を行いました。

番号2の案件について、8月9日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また8月10日、現地確認を申請者と行いました。しっかりと農地の管理がされており、水稻の作付けが確認できましたので、問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 8月9日、現地確認を申請者と行いました。申請者は、これまでも農業に従事しておりましたが、今年に入って病気療養のため、一時的に耕作ができていない状態でした。休耕地については、病気療養というやむを得ない理由があり、定期的に除草などを行い管理はしているため、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。なお、今後は水稻の作付けや野菜の栽培を行うことが確認できましたので、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

- 議長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
- 議長 よって、議案第5号は、原案のとおり証明することに決しました。
- 議長 日程第8、議案第6号「非農地判断」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三宅 それでは、議案第6号「非農地判断」について、説明いたします。
- 番号1の案件については、国土調査の成果により、地目が「山林」と認定されたため、地元農業委員、推進委員とともに現地確認を行いました。
- 今回、「非農地」と判断された申請地について承認をいただければ、所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の適用対象外となります。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議長 これより、質疑に入ります。
- 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 委員 8月22日に地元推進委員とともに現地確認を行いました。対象地は山林化しており、国土調査で登記地目が「山林」に変更されており、農地に復元することが著しく困難であるため、「非農地」と判断することに問題ないと思います。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第6号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を

求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第6号は、承認することに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は認定こども園を運営する学校法人ですが、昭和62年に建てられた園舎の老朽化が著しく、また、河川にも隣接しており、土砂災害警戒区域に指定されているため、園児の安全を考え、建て替え移転が必要であると判断しました。そこで、自園所有地において検討しましたが、利用できる敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず除外申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 こちらの認定こども園に隣接する河川は狭く、安全性を考え、移転しなくてはならないとのことで、申出地の除外申請はやむを得ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更

しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:05)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 鈴木 和 治

委 員 村上 佳 清
